

高医発第 274 号
元高健対第 2191 号
令和 2 年 4 月 1 日

医療機関管理者 各位

一般社団法人 高知県医師会長
岡 林 弘 毅
(公 印 省 略)
高 知 県 健 康 政 策 部 長
鎌 倉 昭 浩
(公 印 省 略)

高知県における新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和 2 年 4 月 1 日時点版)

日頃は、本県の感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

先般、「地域において必要な患者に P C R 検査を適切に実施するための体制整備について」(令和 2 年 3 月 4 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)において、行政検査の一環として、県福祉保健所及び高知市保健所(以下「保健所等」という。)への相談を介さずに、帰国者・接触者外来等の医師が都道府県から委託を受けた P C R 検査可能な医療機関や民間医療機関へ P C R 検査を依頼する方向性が新たに示されました。

また、3 月 11 日には「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」(令和 2 年 3 月 4 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症患者(同感染症が疑われる者も含む。)の診療において、同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル等)、ガウン及び手袋を装着することが求められています。

さらに、厚生労働省から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(令和 2 年 3 月 26 日付け厚生労働省結核感染症課事務連絡)が示されました。

これらを受け、高知県においては、標記の件につき別紙のとおり取り扱うことといたしましたので、診療に従事するスタッフ全員に回覧してください。また、参考として「新型コロナウイルス感染症のおおまかな流れ(4 月 1 日時点)」(以下、「参考フロー」という。)を策定いたしましたのでご活用ください。

なお、本通知の内容については、今後国内外の状況を踏まえ見直すことが想定されておりますので、最新の情報は高知県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/geninhumeihaien.html>)

現時点において高知県では20名の新型コロナウイルス感染症の患者が発生しています。県内の医療機関のスタッフにおかれましては、こうした患者やご家族へ一層配慮していただくとともに、受診拒否等（新型コロナウイルス感染症の患者、ご家族の受診のみならず、発熱や呼吸器症状を有する方や関連する医療機関から紹介された方の診療を拒むことを含む。）が生じないようにしてください。

(別紙)

1 一般の方の場合

マスク等の着用法や典型的な症状と予後が知りたい、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある等のほか、新型コロナウイルス感染症についての疑問・不安がある場合は、「新型コロナウイルス健康相談センター」(以下「相談センター」という。)にご相談いただいています。

「新型コロナウイルス健康相談センター」(平日・土日祝 9時~21時)

TEL 088-823-9300

(夜間緊急の場合は、高知市の方 088-822-0577 高知市以外の方 088-823-1111)

そのうえで、マスクなどを着用するなどして一般診療機関などへの受診を勧めるなど個別に対応しています。

2 医療機関で対応する場合

(1) 診療中の患者がア~エ、追加3要件(2月27日改正)のいずれかに該当するか診察の中でご確認ください。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に、流行地域(※)に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に、流行地域(※)に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

(3月26日改正)(下線部が変更箇所です)

※ 流行地域：中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー共和国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国

- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他のこれに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

(2月27日改正)

- ・ 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が憎悪した場合に、新型コロナウイルス感染症と疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

(2) (1)に該当する場合であって季節性インフルエンザ、RSウイルス、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、溶連菌等のうち医師が新型コロナウイルス感染症と鑑別するために必要な検査のうち当該医療機関で実施可能であるものが陰性である場合には速やかに相談センターにご連絡ください。

※ いずれかの迅速検査が陽性の場合であっても、治療への反応が乏しく症状が憎悪した場合は相談センターにご相談ください。

- (3) 上記(2)において、医師が新型コロナウイルス感染症のPCR検査をはじめとしたより詳細な検査が必要であると認める場合は、別添の「新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者外来紹介受診票」(様式1)の全ての項目をご記入のうえ、その内容を相談センターにお伝えいただき、複写を診療録に添付して保管してください。また、原本は封筒に入れ厳封し、患者様にお渡しください。

3 相談センターにおける対応

- (1) 相談センターでは、一般の方や医療機関からの相談を広く受け付けています。また、医師等からの連絡に基づきウイルス検査を考慮する必要がある場合には、保健所等や相談センターから新型コロナウイルス感染症に対応できる医療機関（以下「帰国者・接触者外来」という。）の受診方法をご説明します。
- ※ 帰国者・接触者外来については、検査希望者が殺到することなどにより、診療に混乱を来さないようにするため、所在地を非公表としています。
- (2) 患者様におかれましては、保健所職員等や相談センターの指示に従い、マスクなどを着用するなどして帰国者・接触者外来を受診していただきます。

4 帰国者・接触者外来（非公表）における対応

- (1) 保険診療の枠組み（参考フローの「赤矢印」の流れ）
- ・ 帰国者・接触者外来においては、初診料、検体採取料、判断料その他の検査（胸部X線、インフル簡易検査等）相当分を保険請求し、患者自己負担分は患者様から徴収してください。
 - ・ PCR検査のための検体採取のみ行き、結果の説明を帰国者・接触者外来以外で行う場合は、あらかじめ締結した契約に基づき高知県又は高知市からPCR検査受診に必要な費用（初診料、検体採取料相当分）の全額を公費で負担します。
 - ・ PCR検査については、当面は県衛生環境研究所において無料で実施しますので、PCR検査料については保険請求しないでください。（参考フロー「赤点線矢印」の流れ）民間検査機関等でPCR検査を行う流れについては、体制が整い次第、別途通知いたします。
- (2) 従来枠組み（参考フローの「斜線矢印」部分）
- ・ 既に新型コロナウイルス感染症と診断された患者やその濃厚接触者等のPCR検査を行う場合は、従来どおり保健所から帰国者・接触者外来に対し、個別に検体採取を依頼する場合があります。
 - ・ この場合は、あらかじめ締結した契約に基づき高知県又は高知市から初診料、検体採取料相当分を公費で支払うこととなっています。

5 新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制

- (1) PCR検査が陽性の場合は、医師が新型コロナウイルス感染症であることを診断した後、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に感染症法第12条に基づく届出を行います。
- (2) 県福祉保健所長又は高知市保健所長は入院の可否を判断するとともに、積極的疫学調査において濃厚接触者等の調査を行います。
- (3) 原則として、重症患者は感染症指定医療機関（高知医療センター及び県立幡多けんみん病院）に、軽症患者は感染症指定医療機関又は入院協力医療機関（医療機関名非公表）に入院のうえ、必要な医療を提供します。
- (4) 症状軽快48時間後、PCR検査の陰性化を12時間以上あけて連続2回確認後、退院となります。退院後4週間は体温等を毎日観察していただくこととなります。

新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者外来紹介受診票

(様式1)

令和2年4月1日版

帰国者・接触者外来担当医師 御中

ふりがな			
氏名	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日 () 歳
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	TEL	
住所	保健所等	※高知県衛生環境研究所記載欄 高知市・安芸・中央東・中央西・須崎・幡多	
主訴 (発症日)	1	(発症日)	
	2	(発症日)	
	3	(発症日)	
現病歴			
既往歴	発症日と治療終了日がわかるように記載してください(基礎疾患がある場合は該当するものに☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心不全 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患(COPD等) <input type="checkbox"/> 透析療法中 <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤加療中 <input type="checkbox"/> 抗がん剤加療中 <input type="checkbox"/> その他 []		
検査情報	各種迅速検査の実施状況及び結果(新型コロナウイルス感染症を鑑別するために、必要な検査のうち貴院にて実施可能なものを行ってください。実施した検査には☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 胸部レントゲン(所見:) <input type="checkbox"/> 胸部CT(所見:) <input type="checkbox"/> WBC() <input type="checkbox"/> CRP() <input type="checkbox"/> 季節性インフルエンザ(+/-) <input type="checkbox"/> マイコプラズマ(+/-) <input type="checkbox"/> RSウイルス(+/-) <input type="checkbox"/> ヒトメタニューモ(+/-) <input type="checkbox"/> その他 []		
新型コロナ ウイルス感 染症を疑う 理由 (その他鑑 別にあげた 疾患を除外 する根拠を 含む)	<記載例> ・発熱が4日以上持続している ・抗菌薬の効果がない ・インフルエンザやマイコプラズマ迅速検査が陰性 ・高齢者であるが、嚥下機能は良好であり、誤嚥性肺炎は考えづらい		
過去1ヶ月 の渡航歴 等	国名・都市名と時期を記載してください		
過去2週 間で接す る機会 のあつた 方の 情報	過去2週間で接する機会があつた方の概要、有症状であればその詳細などを可能な範囲で記載してください。 家族構成、そのうち有症状がある人がいればその詳細		職業、職場の状況、そのうち有症状がある人がいる場合はその詳細
	その他(特に帰国者や県外の方)との接触歴		

上記患者について、帰国者・接触者外来において、より詳細な検査等が必要であると認めます。
 令和 年 月 日

医療機関名：
 住 所：
 連 絡 先：
 医師の氏名：

※帰国者・接触者外来(検体採取機関)記載欄
検体の種類
喀痰
鼻咽頭ぬぐい液
その他()
検体採取日：
採取場所：

※高知県衛生環境研究所記載欄
検 査 日：
検査結果： 陽性 ・ 陰性 ・ 要再検



備考

(医療機関の医師の方へ)

- 1 新型コロナウイルス感染症を疑いPCR検査等が必要であると考え場合は、新型コロナウイルス健康相談センターに、電話でご連絡ください。(午前9時～午後9時 TEL088-823-9300)
- 2 相談センターのスタッフが氏名、生年月日、居住地、連絡先を聞き取り、帰国者・接触者外来の検査予約をします。
※ 帰国者・接触者外来における検査等を円滑に進める観点から、記載漏れ等がある場合は原則として、帰国者・接触者外来を紹介することはできません。
- 3 帰国者・接触者外来の場所や受診方法は、保健所又は相談センターから、直接受診される方に電話でご案内いたします。
- 4 本文書は複写のうえ、診療録に添付して保管してください。また、原本は封筒に入れ厳封し、患者様にお渡しください。

(患者様へ)

- 1 帰国者・接触者外来の場所や受診方法は、帰国者・接触者外来から、電話でご案内いたします。
- 2 マスクを着用したうえで、本文書を持参し帰国者・接触者外来を受診してください。本文書は、帰国者・接触者外来に提出してください。本文書を持参しない場合は、帰国者・接触者外来を受診できません。

(帰国者・接触者外来の医師の方へ)

- 1 本文書の内容を確認のうえ、検体採取を実施してください。
- 2 PCR検査を行う場合は、検体と一緒に原本を高知県衛生環境研究所に提出してください。



新しい流れ



従来からの流れ

一般の方からの相談の目安

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日間持続（高齢者・基礎疾患のある方では2日間持続）する又は強いだるさや息苦しさがあがる

一般医療機関からの相談の目安

- 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合等であり、かつ
- 医師が新型コロナウイルス感染症と鑑別するために必要な検査のうち当該医療機関で実施可能であるものが陰性の場合

電話相談

- 医師が紹介受診票を作成し、その内容を電話連絡

高知県・高知市新型コロナウイルス健康相談センター

TEL 088-823-9300 午前9時～午後9時（平日・土日祝）

- 医療機関からの紹介受診票の情報を踏まえ、より詳細な検査等が必要であるときと認められるときは、帰国者・接触者外来を案内

保健所等
検査の可否を判断し受診調整

帰国者・接触者外来での診察・検体採取

問診後、感染性物質輸送規則に関するガイダンスに準拠して検体採取・輸送

- 初診料、検体採取料、判断料、その他の検査（胸部X線、インフル簡易検査等）相当分を保険請求し、自己負担額は受診者から徴収
- ただし、PCR検査のための検体採取のみを行い、結果の説明を帰国者・接触者外来以外で行う場合は、あらかじめ締結した契約に基づき公費で支弁

- 行政検査として検体検査実施
- 初診料、検体採取料相当分を公費で支弁

※ 当面はPCR検査を県衛生環境研究所で無料実施

検査機関（民間検査会社等）

※検査機関への検体郵送の体制等が整い次第別途通知予定

- 検査結果通知

県衛生環境研究所

- 保健所等から検査結果通知

医師が新型コロナウイルス感染症の診断・患者告知

- 感染症法第12条に基づく届出

最寄りの保健所等（入院の可否の判断と積極的疫調査の実施）

重症

感染症指定医療機関等に入院
（保健所等で入院調整）

軽症

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関等に入院
（保健所等で入院調整）

症状軽快48時間後、PCR陰転化を12時間以上あけて連続2回確認

退院・療養終了